

第2回 サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けた  
カーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会

2022年10月27日

【内野企画官】 定刻になりましたので、ただいまより第2回サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会を開催いたします。

本日も、新型コロナウイルス感染拡大防止策を行いつつ、対面とオンラインのハイブリッドでの開催といたしております。委員の皆様、本日も御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、お願い事項等を申し上げます。検討会はユーチューブにより配信させていただいております。また、記録を残すため、録音もさせていただいております。議事録については、皆様に御確認いただいた上で、後日ホームページに掲載をさせていただきます。

配付資料についてですけれども、議事次第に記載ございますとおり、資料1、2、3、4-1、4-2、4-3、5、6とございます。御確認いただきまして、不備等ございましたらお知らせいただければと思います。

それから、御出欠の確認ですけれども、伊坪委員は本日御欠席、それから、渡慶次委員におかれましては本日御欠席のため、代理としてゼロボードの坂本様に御出席いただきありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては稲葉座長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【稲葉座長】 稲葉です。皆さん、今日もよろしくお願いいたします。

今日の議事でございますけれども、議事次第書にございますように、事務局さんの説明があつて、プレゼンテーション、Green×Digitalコンソーシアムの御発表があつて、その後には討議ということになってございます。この順で進めていきたいと思っておりますので、最初に、事務局さんから資料の3に基づいての御説明をお願いいたします。

【内野企画官】 資料3に沿って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、目次、1ページ目でございますけれども、前回の検討会を踏まえまして、CFP

の目的に応じてそれぞれ求められる性質なり算定の在り方が異なってくるのではないかということもございまして、座長とも御相談させていただいた上で、目的に応じて議論を分けてはどうかと考えてございまして、「目的に応じたC F Pの算定・検証等における論点の整理」と書いてございますけれども、大きく2つに分けまして、1つ目は「製品単位の排出量の把握・共有」とございまして、こちらはC F Pの役割そのものでございまして、他社製品との比較を前提としない場合とも言えるかと思えます。それから、大きく目的の2つ目としましては、今申し上げたことに加えて、「他社製品との比較を目的とする場合」と、このように2つに分けまして、今回に関しましては、(3)の「比較を前提としない場合」に関しまして主に御議論いただいた上で、(4)の論点につきましては、今回につきましては論点出しのみさせていただいて、もしこういった点も含めて議論したほうがいいのではないかという御意見がありましたら、それも含めて第3回に御議論いただきたいと考えてございます。

今申し上げた、大きく目的を2つに分けてというところですが、9ページに飛んでいただきたいと思いますけれども、前回座長からも御発言ありましたように、経産省でC F Pの取組を始めた当初におきましては、消費者に対して表示をして低炭素な製品の購買を促すことが主な目的としてあったわけですが、近年はS c o p e 3のカテゴリー1の算定に用いるとか、あるいは自主的な方法でC F Pを算定するといったニーズも高まってきているということでありまして、10ページ目に個別の例として挙げさせていただいてございますけれども、たまたま化学2社、靴2社ということですが、いずれも製品間の比較を目的とせず、P C R、製品ごとのカテゴリールールを用いず、国際標準を参照しつつ独自にルールを設定してC F Pを算定して表示をしているといった例でございまして、こういったビジネスの実態も踏まえて検討していく必要があるのかなと思っております。

それから11ページ、2つの目的にどう分けるかということでありまして、議論の整理のためということなので、便宜的にこのように2つに分けてはどうかということになります。まず、①の「他社との比較を必ずしも前提としない場合」ですが、自社のサプライチェーン全体での排出量の把握、排出減の多いプロセスの分析とか、自社製品の排出量の削減計画の策定とか削減推移の測定、それからサプライヤーに対する排出削減の協力要請、金融市場・評価機関等からの開示要求への対応とか、あるいは自主的なC F Pによる企業製品のブランディング、こういったものを①の目的といたしまして、②について

は、統一的な環境ラベルを用いた同一製品群での排出量の表示というところもありますけれども、必ずしも他社製品との比較というのが適当な言葉ではないと思うんですけれども、公共調達とか規制というところは、様々な会社の精神を比べた上で、優先的に公共調達をしていくものを絞り込んでいく、あるいは規制をかけていくといった意味で②に分類してはどうかということで、民間の調達もこちらに入ってくるという整理をしてございます。

12ページ目ですけれども、目的に応じてCFPに求められる要件の厳しさが変わってくることでありまして、当然、比較をするとすると、それなりに公平性も必要になってくることかと思えますし、そういう意味で求められる事項が増えてくるということかと思えます。他方で、①の場合は、②に比べれば比較的取組の難易度が低く、コストも安いということではあるんですけれども、とはいえ、CFPとしての要件を満たさない算定であってはいけないこと、また国際的な基準が想定する範囲内であることは必要かと思っております。今回この検討会を通じてガイドラインを策定していきたいと思っておりますけれども、①につきましては、国際的な基準が想定する範囲内に納めるものとして、ただ他方で、比較を前提にする場合と比べれば、それに求められるものは①には入ってくる必要が必ずしもないという整理で、どこまでの事項を変えていくのかというのが、この①に関して求められることかと思っております。

そういった整理も含めて、15ページ目に飛んでいただきまして、①の場合につきましては、今はPCRを用いない、あるいはPCRがそもそもないところもあるというところで、国際標準も参照しつつ自社でルールを設定しているところでもありますけれども、他方で、国際標準等については原理原則というところで必ずしも解釈が明確ではないところもあつたりとか、あるいはそもそも書いていないところもあつたりすることがありまして、算定する側が様々な取引先からそれぞれ違った方法で算定を求められるという課題も生じている現状も踏まえまして、標準化できるところは標準化していくところに意味があると思えますし、また国際標準の範囲内でガイドをしていくところにも意味があるのかなと思っております。

16ページ目にガイドラインの構成的なものを書いていますけれども、このように目的に応じて必要があれば書き分けていくということで、例えばステップ1の算定方針の検討、(1)の目的の明確化、ここは目的の①②で書き分けていく、それから共通するところとしては、例えばステップ2のカットオフの基準は共通するというところで、統合して変えて

いくということで、必要に応じて分岐をしたり統合したりして変えていくということかなと考えてございます。

それから17ページ目にスケジュールを書いておりますけれども、先ほど申し上げたように、目的に分けてということで、今回、比較を前提としないことについてメインに御議論いただいて、そういう意味で、1回追加をしてございますけれども、11月には比較もし得る場合ということで御議論いただきまして、2回・3回の議論を踏まえた上でレポートの案とガイドラインを提示させていただいて、その議論を反映させたものをパブコメにかけて、そのパブコメの結果、どう反映させるかということについては、第5回検討会と書いてございますけれども、これは実開催を必ずしもする必要がなければ、個別に委員の方に御確認いただいた上で書面審議というやり方もあるのかなということで、現状こうした案にさせていただいてございまして、その上で、レポート、ガイドラインの公表に持っていきたいと考えてございます。

それから、続いて、今回のメインイシューであります、必ずしも比較を前提としない場合の算定・検証等の方法でございまして、幾つか論点出しをさせていただいてございまして、それぞれの論点についてどう考えていくのか、考え方と実際の実施方法の案を整理してございます。それが23ページ目以降になってございます。まず1つ目の論点で、PCRの可否でございまして、PCRをどのような場合に使用を求めるか、用いない場合はどのようなルールを設定すべきかという論点でございすけれども、ISOについては、他社製品との比較を目的としない場合はPCRを必須とはしていないということでありまして、それも踏まえて実施方法の案としましては、右側にございすとおおり、本ガイドラインも参考とし、それぞれのサプライチェーンで適切な算定ルールを用いることが可能としてございます。

それから2つ目の論点といたしまして、25ページ目、ライフサイクルステージ、この対象・対象外をどう線引きするかというところでございます。ISOにおきましては、基本的にはライフサイクル全般にわたってということでございますけれども、除外する場合は理由を説明することになってございまして、基本的にはこれに沿って、このガイドラインの考え方としては、最終製品についてはCradle to Graveを基本とすること、それから中間財については、その用途やライフサイクルステージが多岐にわたることが多いことから、Cradle to Gateを基本とすることを基本的な考え方としまして、右側にありますように、ただし例外として、例えば最終製品であっても使用用途の特定が困難な場合はCradle to

Gateの選択も可、また中間財であってもリサイクル対応等でCradle to Graveまで算定するほうが自社のアピールにつながる場合にはそちらの算定も可ということとしてはどうかということ、それから算定対象から除外する場合はその理由をきちんと書くことを、案として記載してございます。

それから3つ目の論点として、26ページ目、一次データの定義及び計算方法でございますけれども、まず一次データの定義といたしましては、ISOと同様に、右側の箱にございますけれども、製品システム内で取得された直接測定または直接測定に基づく計算から得られるプロセス、活動、排出係数の定量化された値を指すことにして、排出量の算定の考え方につきましては、ここは優先度をつけまして、まずは個別プロセスの排出量の積み上げにより計算するほうが望ましいと。ただ、積み上げによる計算が困難な場合には按分手法による活用も可能とすることとしてはどうかということでございます。

それから次の論点が、27ページ目の一次データを収集する範囲でございまして、どこまで一次データを収集することを求めるかということでございます、ISOにおきましては、管理下は一次データの取得と。管理下外であってもCFP全体への影響が大きいプロセスについては一次データを取得しなければならないと書いてございます。要求事項実施手法の案に関しましては、まず、自社所有または管理下にあるプロセス活動量に関しましては、ISOと同様に原則全て一次データを収集するとしまして、加えて、自社管理下外に関しましてはもう少しブレークダウンをした書き方にしておりまして、サプライヤーに対しても一次データの提供を依頼することに努めると。

また、優先的に一次データを活用すべき対象を検討する場合として3つほど例示しております、ライフサイクル全体に占める排出量の割合が大きい場合、当該製品の特性を踏まえると排出削減に取り組むことが重要であると認められる場合、それから、実際の排出量と平均的な排出量に差が大きいことが想定される場合、こうした場合については優先的に一次データを活用することを検討するとしてございます。

また、サプライヤーから一次データを得られなかった場合は二次データを用いるということですが、次回以降の算定においては、一次データを取得する範囲を拡大していくことに努めること。それから、CFPにおける一次データ用いて算定した排出量の比率を明示することを加えてございます。

それから、次の論点、データ収集のカットオフに関してでございますけれども、ISOにおきましては、重要でないことが判明した場合には除外することが可能という書き方に

はなっております、少し具体的に示しているのが実施方法の案でございます。カットオフは行わないことが望ましいとしつつも、カットオフ基準を設定する場合には必要最小限とし、最大でも5%未満にとどめると。5%の考え方につきましては、部素材の質量比で5%未満の範囲がカットオフの候補といたしまして、ただ二次データによる推計等により重量当たりの排出量が多い部素材は対象に含めると書いてございます。ただ基準の緩和といたしまして、目的が自社内での活用のみである場合、カットオフ水準を5%未満にとどめることは困難であり、その理由を明示している場合等については基準を緩和することができるという書き方にしております。

続いて、論点の⑥、配分の考え方、同一のプロセスから複数の製品が生産される場合でございますけれども、実施方法の案としては、可能な限り配分を回避すること、配分回避のためには以下の方法が存在するという示しておきまして、配分元のプロセスを2つ以上のサブプロセスに分け、そのサブプロセスに関連する入出力のデータを収集する。副産物に関する機能を含むように製品システムを拡張する。それから、データ配分の方法といたしましては、データ配分が避けられない場合、製品等の間での物理的関係を反映する方法や、製品の経済的価値等の指標を用いて配分を行うこととすると書いてございます。

それから、論点の7番目、31ページ、サプライヤーへのデータの依頼と下請法等との関係でございます、左の箱にございますように、一定の場合には下請法違反あるいは下請振興法の基準に照らして問題となる場合があるということでございますけれども、適正な対応を行えばそうした下請法等へは抵触しないということでもありますので、企業のサプライヤーへのデータ提供の過度の要求及び不必要な自制を防ぐという観点から、下請法等に抵触しない適正な対応を例示することとしてはどうかと考えておきまして、その例示として2つほど書いてございまして、右側の箱に適正な対応の例として、きちんと十分に協議を行うことなどを記載してございます。

それから、論点の8番目、再エネ証書等の取扱いでございます。これはISOにしてもGHGプロトコルにしても、再エネ証書について利用することは可能でありまして、実施方法の案としても活用可能としたいと書いてございますけれども、具体的な計算の方法などにつきましては、少しテクニカルなところもありますので、これは持ち越しとさせていただきます、第3回の検討において御議論いただきたいと考えてございます。

それから、9番目、検証の必要性等に関してですけれども、ISOでは、内部または外部の専門家、あるいは利害関係者の委員会によるクリティカルレビューということになっ

てございます。実施方法の案としましては、検証は算定者の組織内または第三者により実施されることとしておりまして、より高い客観的な保証が有効と考えられる場合は第三者による検証を推奨と。一方で、算定者のCFPの把握とかそういったことを重視する場合は内部検証を選択してもよいとしつつも、その場合は算定を実施した者とは別のチームで実施することが望ましいと書いてございます。また、検証の範囲につきましては、自社管理下で取得したデータ（活動量及び排出係数）の妥当性、それから、排出係数をサプライヤーまたは二次データベースから取得した場合は、それが適切に選択されているか、これらについて検証を行うという書き方にしております。

最後、36ページ目に、今回の論点ということで提示させていただいてございまして、上から9番目までは、今申し上げた論点を書いてございます。下から2つ目、これらの論点に関して、要求事項の案と御説明させていただきましたが、これらを適切に実施した場合には一定の確からしさを主張できる水準になっているのか、その他、一次データの収集・共有に当たって、グローバルサプライチェーンを有する算定者においては、どのような課題があるか。データの適格性に関する国際相互認証等もあろうかと思っておりますけれども、こういったことについて、この後、御意見をいただければと思っております。

長くなりましたけれども、以上でございました。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。それでは引き続き、Green×Digitalの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【Green×Digitalコンソーシアム（稲垣主査）】** Green×Digitalコンソーシアム見える化ワーキング主査をやっております、NECサステナビリティ推進部、稲垣と申します。よろしくお願いいたします。今日は私から、このコンソーシアムの立ち上げの背景等、活動の概要を御紹介させていただいて、今御紹介ありましたようなルール、こちらもワーキングでも検討しております。その概要について、みずほリサーチ&テクノロジーズの副主査であります柴田様から御説明をいただきたいと思っております。資料につきましては、かなりボリュームが多いんですけども、飛ばし飛ばし、ポイントだけ絞って紹介をさせていただきます。

最初に9ページをめくっていただきますと、この活動の背景、一番のポイントにつきましては、Scope 3の算定において、カテゴリ1の算定で、我々は活動量×排出原単位でやっている。活動量は金額等でやっているんですけども、CO2を減らすためには、金額を減らさないとCO2は減らないじゃないかという矛盾があります。

次のスライドにイメージを描いてあるんですけども、サプライヤー様が努力をしてCO<sub>2</sub>を減らしても、受けた側が金額で計算していると、全然CO<sub>2</sub>が変わらないと。であれば、サプライヤー様の排出量をそのまま引き継いで管理すべきだろうというところが発端になっております。

そういう考えの下に、こういう問題を抱えている会社が、13ページにありますように、多く賛同しております。今、106社まで広がっております。当初は50社弱だったんですけども、倍増している状況でございます。

活動自体は、15ページのスライドにありますように、3つのステップで進めておりまして、準備フェーズということで数多くの企業様が参加していますので、目線合わせを昨年度は行っております。今年度は、具体的なルール、仕組みづくりの具体化を検討してきておりまして、今年度中に実証したいと思っております。

イメージでいきますと、16ページにありますけれども、ポンチ絵で描いてはいますが、サプライチェーン上でそれぞれ参加する企業がCO<sub>2</sub>排出量が見えるようにする、こういう仕組みをつくって、かつ、これはグローバルで共有できるようにしようというところを今目指しております。

18ページのところに、少し今年度から活動をサブワークを立ち上げて行っております。実際これをやる上でのルールをどうするのか、先ほど説明あったような算定方法ですね。あとはシステムとしてそれをどう実現していくのかといったところ。あともう一つ、物流のところを切り分けて、今、検討している状況でございます。

次の次のページで、実証の進め方ですけども、一方で、海外でも既にこういう検討がされています。WBCSDのほうがPACTという枠組みの中でこれを検討していますので、これを見据えて、我々もここと連携できるように進めようとしております。

最後、22ページのところでは、今、実証のやり方として、実は先ほど106社を紹介しましたけれども、既に見える化のサービスを提供されている会社が多数ございます。まずはそのツールをつないで連携できるようにしよう。かつ、そこで流れるデータもしっかりルールに沿ったものにしていこうということで、今、進めていこうとしております。

今日は、この後、柴田様から、このルールについての概要を紹介いただきたいと思いません。

【Green×Digitalコンソーシアム(柴田副主査)】では引き続きまして、コンソーシアム見える化ワーキング副主査を務めております、みずほリサーチ&テクノロジーズの柴田



より、資料4-2、CO2可視化フレームワークの概要を御説明させていただこうと思います。

まず、スライドの2番を御覧ください。本資料は、このコンソーシアムの見える化ワーキングが作成したフレームワーク文書のバージョン1の概要をまとめたものです。このバージョン1本体につきましては、資料4-3ということで、抜粋版ではございますが、提示してございます。併せて御参照ください。

また、大変心苦しいのですけれども、先ほど稲垣さんからもお話のあったWBCSD、PACTとの連携のために、今、彼らにもレビューをしてもらうプロセスを踏んでおります。そのため、具体的な算定方法、2-2節以降は、今回はまだお出しできない状況でございます。こういった調整が済んだら随時公開していきたいと思っております。

では、スライドの3を御覧ください。CO2可視化フレームワークとは何かというところをざっくりまとめてまいりました。1つ目は、コンソーシアムが発行するCO2可視化のための方法論であると。この中では、算定方法①と、そして共有方法としまして、データの算定方法や、品質に関わる情報の開示の項目をまとめていきたいと思っております。作成者は、見える化ワーキングの下部組織で、ルール化検討サブワーキングというものを立ち上げておまして、こちらで作成をいたしました。目的は、繰り返しになってしまいますけれども、サプライヤー企業様の削減の実態、あるいはその努力を反映する一次データに基づくCO2データを流通させるのだと。これは目的としては、下流の事業者様のScope 3、カテゴリー1への利用を想定してございます。

そして当座は、横比較という言葉、ちょっとジャーゴンみたいですが、私たちが使っておりまして、製品間比較は施行せず、まずは縦比較、これもジャーゴンでございます、同一企業・同一製品の経年・経時的な改善を追っていけるような水準を目指そうと考えてございます。

その下、特徴というところに行きます。非常に大きな特徴は、先ほどのPACT、WBCSDがつくったパートナーシップのパスファインダー・フレームワーク及びネットワークとの連携をしているところでございます。

そして、その下のポチでございますけれども、私たち、製品レベル算定、こちらの検討会でCFPと呼んでいるもののみならず、組織レベル算定、これはサプライヤー企業様がScope 1・2・3という組織単位のCO2算定、GHG算定を行ったものを、お客様ごと、バイヤーごとに切り出す計算も、データ品質の違いを開示することを前提に認めて

いこうという、そういった考え方をとっているところが特徴でございます。

また、その下に、その他と書きましたけれども、データの秘匿性、サプライヤーのデータ、大事なものは出さないことと、でも一定の分析ができるような、その両立を目指しております。また、この世界、既存のスタンダードがたくさんございます。そうしたものの共存・すみ分けといったところにも留意いたしております。

一番下の段、想定する利用者、今回用意しておりますバージョン1は、コンソーシアムの中で実施される実証事業の参加企業向けということにしておりますけれども、実証事業を終えまして修正を加えた後は、一般に開示していきたいと考えてございます。

では、スライドの7まで飛んでください。これは曼荼羅みたいな絵になってしまいましたけれども、上流のサプライヤー、ここでは組立てのA社さんという方が、CO2のデータをつくってセットメーカーに納品すると。セットメーカー側は、そのデータをカテゴリー1、図の中ではScope 3上流のC1というところ、ここの計算、活動量×原単位、この排出原単位ところに使われるんだと。それを、左下に行きますけれども、この排出係数をつくるとき、二次データだけではなく一次データを反映させていくことで、下流の企業さんのScope 3に改善の影響をもたらすと。こういうことを概念として考えてございます。

スライドの8もお願いいたします。特徴のところをもう少し御説明いたします。いろいろ議論を行いました。四角の1から6まで論点ございまして、上期はそれぞれどう対応していこうかということ議論して、今回のフレームワーク文書をつくってまいりました。1つ目が、日本限定のルールにしないと。国際的に通用するものにしていこうというポイントです。2つ目は、それとやや矛盾するんですが、多様な事業者様が参加できるように、あまり間口を厳しくしない、狭くしないことも考えております。3番目は、一次データの利用が促進されるような仕組み、と同時に、これも裏腹ですけれども、サプライヤー様の秘密情報が出ないような仕掛け、この両立を考えております。

4番目は、こちらの検討会では既に解決済みのテーマかもしれません。私たちは、サプライヤーさんがデータを出すとき、自分の排出量だけ出せばいいんじゃないかと、上流はまた上流のサプライヤーが出せばいいんじゃないかという分担論と、いや、CFPのように上流もまとめて、とあるサプライヤーさんがデータをまとめるべきであるなど、様々な議論が出まして、必ず、Scope 3のカテゴリー1ですので、サプライチェーン最上流まで排出量がカバーされなければいけません。これをどう担保するかということをお大きく

議論してまいりました。

5番目は既存のスタンダードとの共存で、6番目は少し発展的になりますけれども、ある程度下流の事業者からデータ分析ができるようなホットスポット・アナリシスができるようにするための仕組みを頑張って考えてまいりました。

残り3分ぐらいで頑張ろうと思います。スライドの9。課題の1、2に対しては、1つは国際的に通用するクオリティーが高い算定方法を推奨する形にしましたが、同時に、そこに準拠しないものも、データ品質を開示することで流通できるようにという2段構えにしております。

右側の上から2つ目の箱ですが、繰り返しになります。製品レベル、CFPだけではなくて、Scope 1・2・3の切出しも認めていこうと。当然、データ品質の違いは明示させることを考えております。

3番目、国際的に通用するということの定義は様々ございますけれども、私どもは、PACTとの連携ができて同じ方法論、同じデータフォーマットでいこうということでやってございます。ただ細かい話になりますが、PACTは横比較を志向してございます。私たちはそんなに簡単ではないということで、方法論はそろえますが、まず、製品間比較は志向せずとしております。

ずっと飛びます。スライドの18まで飛んでください。3番目の課題、一次データ活用  
の促進と秘密情報の保護ですけれども、まず、秘密情報の観点から、右側の箱ですけれども、CO<sub>2</sub>計算のアウトプットと、その計算方法のみの開示にしましょうと。基となる原料の投入量、エネルギーの投入量、そういったものは非常に重要な情報ですので、それを出さなくてもよいようにしよう。と同時に、どれだけ一次データを使ったかという一次データ比率、PDSとPACTが定義しているものを私たちも採用しようと考えております。

4番目のところは、これはもうこちらの検討会では決着がついている話でして、Cradle to Gate、各サプライヤーは、自分たちの直接の排出量に加えて、常に最上流までの排出量をセットで計算して出していこうじゃないかと。これをすることで、上流の排出量のデータ遡及が途切れることがなくなる。加えて、サプライヤーさんが自分の上流の取引先情報を全てCO<sub>2</sub>の値に落としてから下流に渡しますので、取引情報などの漏えいも原則なくなるというデータ保護の観点も併せて考えてございます。

最後がスライドの24でございます。既存のスタンダードとの共存ということでは、ち

ようどこれはPACTが既存スタンダードを尊重する考え方を示しております、これはスライドの25に行ってしまいましょう。

彼らの考え方、そのまま私たちも採用しております。スライド25の右側の絵ですけれども、既存のスタンダード、一番スペシフィックにデータ収集などを指定しているものが、最上位のPCRやEUのPEFCRであると。中段が、セクター横断型のISO14067やGHGプロトコルのプロダクトスタンダードであると。基本、こういった既存のスタンダードを使ってくださいと。それはもう尊重されています。ただし、サプライチェーン上でデータ交換するために、一部バウンダリーをそろえたり、そういった調整が必要でして、その調整面だけパスファインダー・フレームワークの考え方を使ってくださいという、少し脇役に入る立ち位置をとっております、実はこの発想は私たちも同じように採用して、既存のスタンダードを使う事業者様の取組は一切否定せず、ただ、調整面において、このPACTであったり私たちコンソーシアムのフレームワーク文書に沿って修正いただければと考えております。

最後、また24ページに戻りまして、一番下段でございます。これは非常にマニアックなテーマですが、Cradle to Gate、ゆりかごから出荷のゲートまでというこの方式を使うと、秘密情報は秘匿されるんですけども、その代わりに、お客様、下流に渡すCO2の値は、実は1個の数値にしかありません。非常に分析に使いにくいものになってしまいますので、一案として、これはPACTにないコンソーシアムオリジナルですけども、Cradle to Gateプラス、自分たちのGate to Gate、サプライヤーさんのGate to Gateの排出量もセットで下流に渡していき、途中から社名を伏せてデータを積み上げていくようなやり方はどうであろうかと。

スライド28に、そのポンチ絵を概念的に描いております。上流から下流に、ここで言うとサプライヤーのD社からA社に向けて、常にCradle to Gateだけではない、図中ではCradle to Gate、C-to-Gです。それに直接排出量、Gate to Gate、G-to-Gをセットで出していくと、で、ティアを1個またいだら、上流の企業さんの社名は伏せる、秘匿するような形で行くと、最後、スライド29でございます。

単にCradle to Gateだけですと、下流の事業者に見える値は1個だけです。しかしこのアプローチをとると、1個の全体像と、社名を伏せた内訳が見えるようになります。ただ、これが本当にデータを秘匿するか分かりませんし、データの分析性を高めるかもよく分かりません。ここは仮説として、この下期の実証でトライしようと思っている、このような

ものが今回のフレームワークでございます。

具体的な計算方法を今回御紹介できないのが残念ですが、大きくこのような考え方で進んでおりますということで、Green×Digitalコンソーシアムからの御説明は以上としたいと思います。ありがとうございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。それでは、委員の皆様方の御意見、それから質問があれば質問でも結構ですので、今、資料の3と資料の4が幾つかございますけれども、それに基づいた御説明に対する質問もしくはコメントをいただきたいと思います。いかがですか。どなたか率先して言ってくれる方いますか。特に資料の3ですと、36枚目に、こういう論点ですよという論点整理がございますので、それを見ながらでも結構だと思います。いかがでしょうか。

そうしたら、深津委員と坂本委員、その順でお願いします。

**【深津委員】** グリーン購入ネットワークの深津です。まず、10枚目のスライドを見ながら意見を述べさせていただきたいと思います。他社との製品間比較をしない目的1に沿った場合の算定事例として、ISOやGHGプロトコルに沿って算定されているBASFさんや住友化学さん、Allbirdsさん、ミズノさんが紹介されていますが、これらの算定結果はどのように表示・公開されるのかを教えてください。その意図としては、数値である以上、製品間比較を目的とはしなくても、比較したくなるのではないかと感じており、どのように表示されているのかというところをまず教えてください。

次に、15枚目のスライドのPCRの使用について、そもそもPCRがない場合は使いたくても使えないのはそのとおりですが、PCRがある場合は使うのが原則ということではないかと思っています。まずはその2点についてお伺いできればと思います。

以上です。

**【稲葉座長】** 最初の御質問は、やっていらっしゃる方に聞かないと分からないので、事務局さんが答えられるのかどうかは私、不安ですが、どなたかお答えになりますか。

深津さん、最初の御質問は、委員会の外で行われている活動ですので、この人たちを呼んでこない、どうするかといのは分からないんだと思うんです。それから、2つ目の御質問は何でしたか。PCRがないときにはどうするのかと。あるときには使うべきではないかというコメントだと思ってよろしいですか。

【深津委員】 そうですね。

【稲葉座長】 そうしたら、コメントとして受け止めておきたいと思います。

坂本さん、お願いできますか。

【渡慶次委員代理（坂本）】 ありがとうございます。株式会社ゼロボードの坂本でございます。本日、委員の渡慶次が欠席しておりますので、私からお話しさせていただきたいと思います。我々、GHGプロトコルの組織排出量とか製品サービス別の排出量をお客様にサービスとして提供している中で、かなりお客様からのフィードバックも頂戴しますので、民間の企業の声という観点から今日はコメントさせていただければと思います。本日の議案の比較を前提としないというところに触れて、大きく3点、コメントさせていただきたいと思います。

まず、1点目が、サプライヤーからの一次データ取得という点でございます。サプライヤーからの一次データ取得においては、企業はそのデータをもとに、例えば組織Scope 3とかCFPに使用するというので、実際にどのサプライヤーからどういった精度でもらったのかを知りたいという話をよくいただきます。例えば認証済みのデータ化などですね。以前、一次データを集めることを検討していた企業様と話した際も、認証済みデータであれば利用するが、そうでない場合は見送るといった話がありました。また、製品数が数万と莫大な企業さんもいらっしゃるし、そういった中だと一つ一つ算定できないので、組織から案分するとかということで、前回伊坪先生からも出た、組織のScope 3から製品に落とし込んでいくという方もいらっしゃいました。サプライヤーからもらうデータに対して、データ精度とか、そういった色分けがないと、実際に購買の際にA社・B社から買うときに、それぞれ原単位をそのまま開示して、例えば算定の精度が悪くても、より低いほうを選ぶというようなことが起きるのではないかという懸念があると思っています。そういった意味で、認証の有無とかPCRに従っているかなど、サプライヤー側からの一次データに対して、データクオリティの発想をどう見せていくかという観点が大事じゃないかと思ひまして、これはグリーンデジタルさんも先ほどコメントされていた件かなと思います。

また、一次データの連携において、バイヤーからすると、内訳を知りたいという話もあるようでして、これには計算の正確性をサプライヤー側もバイヤー側も確認したいという意図とか、削減を一緒に実施するために解像度を上げたいという点もあると理解しています。一方でサプライヤーからすると、コスト原価が見えると。開示したくないという声も

出ていると理解しております、これに関しては、開示の内容の選択肢とか、具体的にどういったものを開示するのかを示していくのがいいんじゃないかと思っております、先ほど原単位の話も出ましたし、もしくは原単位の構成要素となるエネルギー使用料とか調達部分とか、そういったものを開示するとか、選択だったり例示を掲示することで具体性を高められるんじゃないかと考えています。

2点目、こちらは検証業務についてです。データクオリティに絡んでの話ですけれども、最近、組織単位とか製品単位のCO<sub>2</sub>やGHGを計算する方が、最初の段階から検証や監査を気にしている企業さんがすごく増えているなど思っております、算定する段階から、どうすれば検証に耐えられるんだろうという御相談をよくいただきます。前回、CDP Worldwide-Japanの河村さんも、検証業務でScope 3やCFPの難しさに触れられていましたけれども、弊社も同意見でして、例えば企業様では、過去のデータベースを間違っただまま使っていましたなどの意見もよく耳にします。したがって、本ガイドラインでは、検証業務において具体的にどういった点をよく見て検証するかという指針出しとか、そのために用意すべき証憑の具体例とか、それをGHGでどうやって紐付けるんだとか、そういった事例的とか例示的なものを見せることによって、検証側もより容易に、そして実働の側も間違いづらい仕掛けができるのではないかと考えています、普及目線では重要ではないかと考えております。

最後、3点目、サプライヤー側のインセンティブについて触れたいと思っております、先ほど下請法のお話も出ましたけれども、取り組みたいけれども、そもそもまだ価格に転嫁できないなら取組意義が今は見いだしづらいという動きとか意見をよくいただきます。なので、これは中堅・中小企業様とくに特に多い意見でございます、サプライチェーン中間部品での一次データ連携の普及のためにも、下請法で適切に脱炭素にかかったコストを反映できるような仕組みや言及があったほうがよいのではないかと考えています。インセンティブについては、本日全銀協の方もいらっしゃいますけれども、金融機関とか、脱炭素取組に対して何らかの優遇を図るのも非常に重要な観点だとは考えております。

以上、少しお時間頂戴しましたが、3点、コメントさせていただきました。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかに委員の方々どうですか。

長谷川さん、どうぞ。

**【長谷川委員】** ポストコンサルティンググループの長谷川と申します。大きく2点ほどコメントさせていただきたいと思っております。

1点目は、そもそもの目的の話ではございますが、議論をシンプルにするために、あえて2種類の目的と設定されたことは非常に理解しているんですけども、若干ミスリーディングというか、分かりにくい部分があるのかなと感じました。これは多分、一つは幾つかの客観性のレベルを表示されているのかなという理解をしまして、事業者が自己宣言でやっていくような領域、あとは比較可能な客観データで出すもの、さらに言うと基準合格の部分みたいな、こういう何かレベル感があるんじゃないかなと思っていて、その辺をもう少し明確に整理したほうが分かりやすいのではないかと感じたのが1点目です。特にかなり未成熟でデータが出せないような事業者がいる中で、こういうものの段階感を引き上げて統制をかけていくという世界感もあることを考えると、2つの別の目的というよりは、幾つかの客観性のレベル感といったような表示の仕方も一つの案ではないかなと思ったというのがあります。

2つ目は、サプライヤーのデータ依頼のところ、下請法の話、先ほど坂本さんから話ありましたが、これは非常に重要な論点で難しい部分かなと思いました。実ビジネスをやっている観点からすると、データを提供してもらうのは非常に難しい中で、一定のあめとむちみたいなのが必要になります。なので、当然サプライヤー側の保護という観点は、非常に中小企業が多い中で重要な一方で、ある程度経済的に圧をかけることで出てくる部分もあるところも事実ではあるのかなというところで、この辺りをどうバランスするのかは非常に重要な論点かなと思います。

ただ、もう1個、サプライヤー保護という観点でこの文言を拝見しますと、有効性という観点で言うと、例えば協議をしていくという文言は、非常に非均衡的な関係の中では難しいところがあるので、これはもう一段書き込まないと、多分この文言自身もワークしないんじゃないかというところが、少し必要な検討かなと感じました。

以上になります。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかはどうですか、皆さん。

田原さん、どうぞ。

**【田原委員】** ありがとうございます。産総研、田原です。私も2点あって、1点目は長谷川さんと同様に目的のところにあるんです。結局、必ずしも前提としないという言い方が、ある意味曖昧なところが残っていて、この1と2の間が多分存在し得るのかなと思うのです。柴田さんのコメントの中にあっただように、自社の努力を自社のものと比較しますという目的だと他社とは関係がないのは明らかだと思うのです。そういった切り口も一



つありなのかなという気はしました。なので、たとえ並んでいた製品というか、サプライヤーをどうチョイスするのかというところにも使われてしまうと、もうそれは比較になるのか、どうなのか。比較をもともと自分たちは意図していないのだけれどもされてしまうみたいなどころとかを、整理する必要があります。つまりPCRが、必要ですよ、必要じゃないですよといった形ではっきりと区別できるかどうかは若干不安があるのかなと。まだこれから議論すればいいのかなという点かなと思っています。

もう1つは、Scope 1・2・3の企業全体の環境負荷からカーボンフットプリントを求めていければいい、まだまだそれは理想であって、どの段階のタイミングでそれがいけるのかということを考えなきゃ、ミスリーディングになるのかなと思います。全然、製品レベルに落とし込めるようなレベルじゃないものでScope 3もできるんですとなっちゃうと、そこは困ってしまう。なので、その辺のところはミスリーディングならないように、そういったものを目標にしながらもというところを強調しながらやるのが大事なかなと思いました。

以上です。

【稲葉座長】 ありがとうございます。ほかに御発言ありますか。

河村さん、どうぞ。

【河村委員】 CDPの河村でございます。先ほどの田原さんの意見のように、数値が独り歩きして、比較目的ではない製品として出したものが他社の製品あるいはほかの製品と比較されるようになるのは少し懸念はございます。あくまで購入しているものの排出量を出すための計算に使うという元データであるべきではないかというところがございます。

あと細かいところを私から確認というか、発言しておきたいんですけども、まず、カットオフについて、資料だと29ページですけども、今は大まかな部分がかかれていていると思うんですけども、こちらでは質量比で5%未満の範囲がカットオフの候補になるという扱いですけれども、当然かもしれませんけれども、エネルギーとかGHG排出の5%以内であることも確実にしていただきたいですし、あと、書かれていましたように、カットオフは基本的には行わないほうが望ましいのも、こちら、カットオフがどんどん増えていかないようにというのは気をつけていかないといけないのかなと思ったところがございます。

あとは内部検証ですね。検証に関係しているところで、ページで言うと34ページですけども、こちらの記載ですと、右側の囲みで、自身の検証の場合、算定を実施したもの

とは別のチームが実施することが望ましいと書かれているんですけども、基本的には別のチームが実施することで決めたほうが良いと思っていて、何かしらの事情でどうしてもできない場合のみ、算定を実施した人が検証することもあり得るかもしれませんが、基本はそれやると客観性が保てないので、別のチームが実施する方向性のほうが良いと思っております。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。今日はオンラインでの委員の人はいないんですね。分かりました。

あと御発言がないのが伊藤さんと野村さんですけども、野村さん、どうぞ。

**【野村委員】** ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン、野村です。2点ございまして、1点目は、排出量の把握・共有を目的とする場合におけるScope 3 排出量に対する開示要求への対応というところに関しては、ある意味情報として共有するという観点ではあると思うんですが、先ほど田原さんからございましたが、意図しないことで、そういった情報共有がされる、例えばサプライヤーさんから企業様に情報提供されて、それが企業様のScope 3の算定に組み込まれるといったときに、それが先々、例えばそういった開示要求に対する対応というところから、いろいろ見られるというか、比較される可能性もあると思いますので、ちょっとそこがグレーというか、この辺のScope 3に対する数値の扱いをもうちょっと明確に決めていただいたほうが良いのかなという観点をしています。あるいは、サプライヤーさんからのデータの開示内容というんですか、明確にどういったデータをその企業様に提供したかを明確にするとか、そういったところも、開示の方法というんですか、そういったところも明確にできればいいのかなと感じているところでございます。

それから2点目でございますが、自己検証と第三者検証の点でございますが、このガイドラインの案の中では、データの妥当性と使用した排出係数が適切かどうかというところに観点を置いてございますが、そもそも検証する上では、自己検証も第三者検証も同じだと思うんですが、検証の基準というものが必要となるので、ある意味このガイドラインが基準という中で、データと係数を検証すればいいという整理なのか、その辺を確認させていただきたかったんですが。

**【稲葉座長】** 確認というのが分からないんですけども、どうしたいというコメントはありますか。

【野村委員】 コメントとしては、ある意味、算定の方法、例えばバウンダリーとか、あるいは算定の方法の適切性、そこも検証の範囲だと思うんですね。なので、そこら辺の書き方の問題もあるかと思うんですが、これだけを見ると、データと原単位だけを見ればいいと、それで検証だと読み取れてしまうので、その書き方もあるのかなと思ったんですけども、その辺の確認です。以上です。

【稲葉座長】 ありがとうございます。

伊藤委員はどうですか。

【伊藤委員】 三井物産の伊藤です。36ページの論点出しのところに幾つかコメントさせていただければと思います。先ほどゼロボードさんのお言葉もありましたけれども、我々もプラットフォームを提供するところでいろいろヒアリングしているところを踏まえてコメントさせていただければと思います。

今回のガイドラインをつくっていくところは、計算することに対して抵抗感を持たれないようにするところがポイントだと思っています。一方で、いろいろ伺っている中で、情報、データが独り歩きしていく、ここに対する懸念も強いところがあります。したがって、算定品質が評価できる場所も含めて、こういったガイドラインをつくっていく、最低限のルールを設けていくところはそもそも論として必要だろうと思っています。

最終製品の算定範囲に関して、Cradle to Graveにするのはどうかというお話がありましたが、現実的には、ここをやっていくのであれば、PCRは必要になってくるのかなと思っています。一方で、全ての製品でPCRをつくる場所もあまり現実的ではないところになると、こういったガイドラインにおいて、ここを含めて考えていく必要があるだろうというところではあります。

あと、データの定義のところですが、現実的には、一次データを少しずつ積み上げつつも、二次データとのミックスになってくるというところになりますので、一次データの比率を示していくことは重要だと思いますし、何が一次データなのか、もちろんサプライヤーさんとユーザーさんの開示のレベルもありますが、一次データの比率を示していく、これも重要です。何が一次データかを示すのも大事だと思います。

一方で、そもそもの話として、一次データの定義、このところも、グローバルもそうですし、各社・業界団体によっても異なるのかなと思いますので、ここも統一見解化していくことは必要かと思っています。

あと、下請法の話がありましたが、どうしても力関係というところ、ここを依拠しない

ようにという話ではありますが、いろいろ影響はあるのかなというところにおいて言いますと、例示だけではなくて、可能な限りフォーマットも提示していく、統一していくことも大事なかなと思います。

続いて検証ですが、自己検証に関しては、自己検証のフロー自体に対してお墨つきをとっていく、ここの認証制度も必要になってくるかなと思います。あるいは、自己検証という中において、お墨つきがあるシステム、プラットフォームを使っていくところもポイントになってくるかなと思っております。

最後に国際相互認証に関してですけれども、先ほどGreen×Digitalさんの御説明にありましたが、PACTに準拠していくというお話がありましたが、日本に限らず海外でも、イニシアチブ方式で今後ルールは形成されていくところがあるかなと思っております。我々プラットフォームをやっている立場としては、どれにフォローして、どれにある意味フォローしないかというところもありますし、これは必ずしもこういった事業者に限らず、皆さん悩むところかなと思っております。

したがって、なかなか難しい話ではあるんですが、国あるいは各業界団体において、どういったものを取捨選択していくのかというところも明示していくのがポイントになるかなと思っております。

以上になります。

**【稲葉座長】**      ありがとうございます。

一通り、委員の皆さんに御意見をいただきました。私も一言言わせていただきたいんですけども、私のコメントは、テクニカルな部分と、それから全体の枠組みの部分でございまして、テクニカルなことを言い始めますと、例えば資料3の36枚目のスライドで、Cradle to Gateとしますというのがあるんですけども、これをやりますと、これはカーボンフットプリントですから、カーボンの数え方なんです。バイオガスが非常に問題になってきて、ISOの14067番、カーボンフットプリントのルールでは、大気中のCO<sub>2</sub>を固定した時点でマイナスで表示するんです。そうすると、Cradle to Gateにしますと、製品がCO<sub>2</sub>がマイナスというのが出てくるんです。そういうことをどのようにルールとして書き込むんですかということです。そういうテクニカルな部分まで踏み込むんですかというのが私、非常に心配でして、テクニカルなところを書き始めると、いっぱい書かなくちゃいけないんです。例えばカットオフにしましても、例えば5%をカットオフすると0.95で割り戻して全体を示すというのは、LCAの世界では慣習的にはやる

んです。そういうことまでここに含めて書いていくのかというのを、今、非常に私は心配しています。

それからもう一つ、全体的な枠組みの話ですけれども、他社製品との比較をするかしないかという部分で2つに分けているんです。これと今まで最初にあったように消費者に見せるラベルという部分がどのようにつながっているのかなというのが、私の頭の中で若干整理ができていません。というのは、ラベルというのはラベルの制度の話です。これは14025番がタイプ3のラベルというんです。カーボンフットプリントの従来のラベルも、この14025番に沿っているんです。そこではどういうことを言っているかという、PCRを決めて、それでやりなさいと書いてあるんですが、例えば初期の頃はよく議論したんです。プリンターのPCRをつくりますと。そうすると、そのプリンターのPCRで1色のプリンターと4色のプリンターと一緒にやるんですと。それがPCRですと言うと、4色のほうの人は1色と比べられたら嫌だと言うんですよ。だってCO2多いことが自明ですから。そうすると、PCRを1色と4色で分けようかと思うわけです。今度また、4色と1色の中に、A4しか使えないものとA3まで使えるものとあるんです。そうすると、またそれを分けようかという話になるんです。そのようにしていきますと、一製品が一つのPCRなんです。比べるというのは、そういう危険性というんですか、そういう課題を抱えているということです。消費者に見せるラベルというのは、そういう課題を抱えながら、みんなでそれを承知でやろうねというタイプ3ですから、LCAの結果を開示するラベルです。それを比較を前提としていいのかどうかというのが、私の頭の中で整理できていません。そういうことと、それから、資料3に書かれている、公共調達するときにもっと厳密に比べなくちゃならないんじゃないかという部分が、消費者向けのこういうラベルというのと公共調達というのが、またレベル感として違うんじゃないかなという気が私はしています。

もう一回話を戻しますと、一製品一つのPCRになぜなるかという、LCAは機能を同じにして比較するというのがあるからですよ。そうすると、同じ機能というのは、厳密に考えると、同じ製品、一つの製品しかないんです。そうすると、一つの製品について、ちゃんと自分でPCRになるものを考えて、自分で計算して開示していきますということにならざるを得ないんです。それが、今ここで議論しているパスファインダーにしても何にしても、自分たちの製品は自分たちで計算して開示しますということになってくるんじゃないかと思うんです。そのときの大枠のルールを、今、デジタルのほうは今日御説明い

ただいたグリーンデジタルで決めようとしてありますし、ほかの業界さんは業界さんで決めようとしてありますし、そういうところにのっとなって計算したものを開示していくことになってくるんじゃないかなと私は思っているんです。

検証の話をしみますと、そのときに信用がある会社は内部検証でみんなが信用してくれると思うんです。信用がない会社は第三者に見てもらいなさいというリクエストがついて、第三者が見るという話になってくるんです。そうしますと、信用のある会社は自分でやれるようになっていて、信用のない会社がだんだん減っていくという、そういう検証システムが進んでくるんじゃないかなという気が私はしています。

私の感想を述べ過ぎたかもしれません。今日、最初に、事務局さんと、それからデジタルさんに御発表いただきましたので、今、私の発言も含めて委員の皆さんの御発言をお聞きになりながら、何かコメントがあれば、事務局さんとデジタルさんからいただきたいと思えます。お願いします。

**【Green×Digitalコンソーシアム（稲垣主査）】** いろいろ議論を聞いている中で、Green×Digitalコンソーシアム発足のときに、いろいろな企業に実はお声かけをしてこういう活動をやりたいと言ったときに、素材系の会社と部品系の会社は比較されるのが嫌だということで、抜けられた企業さんもございます。弊社もものをつくってはいるんですけれども、見える化して比較して、じゃあ調達をすぐ変えるかということ、実はそうはならないんです。品質までをしっかり保証したのをつくっていますので、部品を変えたとすると、そこまで戻ってやらないといけません。それはあまり現実的でないというのがありまして、そうではなくて、サプライヤーといかにエンゲージメントしながら減らしていくのかといったところに着目してやろうというところが、実は我々の活動の最初にあったところなので、その辺が結構、考え方、この目的のところにもつながると思うんですけれども、どうこれを生かしていくのかというのは非常に重要だなというのは非常に感じましたので、コンソーシアムの事例をお話しさせていただきました。

**【稲葉座長】** 私から1つ質問ですけれども、先ほどからScope 3からのデータの吸い上げを心配している方がいらっちゃって、それについて何か御説明があったと思うんですが、そこはデジタルの中ではどのように今考えていますというのがありますか。

**【Green×Digitalコンソーシアム（柴田副主査）】** 稲葉先生、ありがとうございます。コンソーシアム見える化の副主査柴田から御説明差し上げたいと思えます。資料の4-2でございまして、14枚目のスライドでございまして、Green×Digitalコンソーシアムも、

Scope 1・2・3の計算結果からお客様向けのデータを切り出せばよいというお考えの方も多いですし、デジタル技術の進展によって、Scope 1・2・3データも、グループで1個の値、企業の1個の値ではなくて、拠点単位、ライン単位まで遡れる時代ですよという会員企業さんのお声もありました。そうしたことを含めて、両者、CFPとScope 1・2・3からのデータ切出しの距離って物すごく近づいていますよという指摘をいただきつつも、でも気をつけましょうという議論をしたのが、このスライド14でございます。

まず、ポンチ絵左側ですけれども、そもそもScope 1・2・3の算定範囲に、当該の対象となっているプロダクトのライフサイクルデータが入っていない場合が結構ございます。Scope 3のカバー率は大体8割ぐらいが世間相場ですので、お客様に提供しているこの製品のデータをScope 1・2・3から出そうと思っても、もともと入っていなかったということもあります。これは必ずチェックが必要ですし、右側のポンチ絵でございます。これは本検討会の資料3でも出てきた話ですが、基本的に製品のCFPの世界では、配分はなるべく避ける、しかしScope 1・2・3からデータを持ってくる際には、配分を全然避けずにデータ計算もできてしまいますので、本当に配分をきちんと避けたんですかというところのチェックが必要になってくるだろうと。結局、この2点をチェックしようと思うと、データの出どころが組織ものデータであろうと、最後はISO 14067とか個々のPCRに沿って、かなうデータかどうかと見ていかざるを得ないのではないかと、そのような議論を行ったことは御報告させていただきます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。内部でいろいろ検討は重ねているということですね。

事務局さん、どうですか。

**【内野企画官】** 様々、御意見、コメントいただきまして、ありがとうございました。全てにお答えできるとは思えないんですけれども、今お答えできる範囲でお答えさせていただきますと思います。

まず、最初に深津委員から御質問あった点につきましては、各社がどのように情報の開示をしているかというところで、全てどうかというところは今申し上げることはできないんですけれども、ある程度資料で書かせていただいているように、10ページ目のところ、会社によっては算定の方法についてどういう方法でやっているのかというのを公開して、それをオープンソース化して社外にも提供しているところもあるとか、あるいは、他者と

比較できないことをきちんと明示をしていますとか、そういう情報を発信しているところもあるところがございます。

今申し上げたような話は、今日、何人かの委員の方から、比較を前提としない場合であっても、それを受け取ったほうが比較をする可能性もあるという御指摘もあったかと思えます。他方で、それについてどうやっていくかということについては、情報を出していくということかと思っております。今日の論点のところ、情報をどう出していくかというところは論点出しはさせていただいていなかったんですけども、ガイドラインの中には16ページ目の最後のステップ4の情報開示というところがありますので、この辺りで、どういった者に対してどういった情報を出していくことが適当なのかということは整理したほうがいいのかなと思いましたので、また皆様とも議論させていただければと思っております。

今、現実的には、PCRがなく算定をする場合、これは多くは取引先から求められて算定をする場合、自社自ら算定をする場合もあるとは思いますが、いずれにしても算定をする必要がある中で、ただPCRはない。これは比較可能性ということで言うと、比較はできないわけでありまして、だからといって、そういう比較できない情報を出していくべきではないとすると、これはCFPそのものの取組が進んでいかないことになると思っていますので、このガイドラインにおいて、そういうPCRがない中においても、どういう算定の方法を行っていけば、それが一定の確からしさを担保できるものになる、また国際標準に照らしても問題ないものにできるか、そういったことをガイドしていくと。そういう必要性はあるのかと思っております、そういう意味で、様々な論点を提示させていただきましたけれども、いずれにしても、どういう方法でやっているのかといったところは、受け取る側もきちんと分かるように情報を出していくことも必要かと思っておりますし、その辺りは少し次回以降、また御議論いただきたいと思いますのでございます。

あと、幾つか個別に具体的な御指摘等をいただいたところで、野村委員からは、検証のところ、今の資料の書き方が、自社管理下のデータと排出係数に関してのみ検証をすれば足りるという書き方になっているという御指摘だったと思っておりますけれども、ここに関しましては必ずしもこれだけということではないんだらうと思っておりますし、そういう意味で少し書き方については工夫する必要があるのかと思っておりますので、また修正した上で御覧いただければと思っております。

それから、伊藤委員からは、検証に関して、自己検証を行う場合も、その検証のプロセ



スについて第三者が見てお墨つきを得ることも必要ではないかという御指摘だったかと思  
いますけれども、確かにそういった自己検証と第三者検証の間ということになるんですか、  
そういった、自己検証だけでも、それを第三者が見ているというやり方もあるんだと思  
いますし、その辺りも一つのやり方として示していくことはあろうかと思っておりますけ  
れども、他方で、国際標準にのっとりやっている中であっては、そこまで必須にするか  
というと、今のところ、内部検証ということで、それが客観性が担保できる形で、これに  
ついては別のチームで実施することが望ましいという書き方はよくなくて、むしろそうす  
べきだという御意見もありましたけれども、そうであればある程度の客観性が担保でき  
るということで、ここは比較もし得る場合とは違って、比較を前提としない場合というこ  
とであるので、そういったやり方、内部というやり方も許容し得ることにしていったほうが  
いいのかなと今のところは考えてございます。

それから、レベル感のところ、委員長からもいただきましたし、長谷川委員からもい  
ただいたと思っています。特に消費者へのレベルと公共調達のレベルも違ったものがある  
のではないかという御指摘だったと思いますし、その辺りは次回、この2つなのか、どう  
分けて議論していくかということも含めて、また委員長等も御相談させていただきたい  
とは思ってございます。

できる範囲での回答ということになりますけれども、以上でございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。私からテクニカルなことを言い過ぎたと思っ  
てまして、バイオの製品については、67では寿命を考えて開示していかなくちゃいかん  
と言われております。だから、あまりテクニカルな部分は67に従えと書けばそれでいいん  
じゃないかという気も私はしますけれども、次回に議論をまた委ねたいと思います。

そうしたら、長谷川さん、どうぞ。

**【日本経済団体連合会】** 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。非常  
に皆さん、建設的で中身の濃い議論をいただいている、非常に勉強になりました。

3点あります。まず1点目は、資料3の17ページにあるGXリーグ賛同企業や業界団  
体との対話についてです。今まさに進められていることと理解しておりますが、ぜひよろ  
しく願います

2点目は、33ページにある再エネ証書についてです。第3回で議論するということ  
ですが、これはややきめ細かな議論が必要であるかと思しますので、ぜひよろしく願  
います。

3点目は、この場での議論の対象ではないかもしれませんが、CFPガイドラインが世の中に浸透していくことは非常に大事だと思っており実際に企業がCFPの算定に取り組む場合の支援について、御検討をお願いできればと思います。ありがとうございました。

【稲葉座長】 コメントとして承っておけばいいですね。

【日本経済団体連合会】 はい。コメントでございます。

【稲葉座長】 コメントとしていただいております。ありがとうございます。

時間もだんだん押してきましたので、議題の5番、討議の②、他社製品との比較を目的にする場合と書いてあるので、そこが先ほどから議論になっていますけれども、これについて事務局さんから御説明いただけますか。

【内野企画官】 文言については、また今日の議論も踏まえて再考したいとは思ってございますけれども、他社製品との比較もし得る場合、目的にする場合ということで論点出しをさせていただいて、次回の際に御議論いただきたいと思っております。現状考えられる論点といたしましては、準拠すべき算定ルールとしては、PCRの要否、PCRの策定者認定、それからデータ収集につきましては、PCRを要求すべき一次データの収集範囲、リサイクルとかマスバランスアプローチの取扱い、利用可能な二次データの要件、それからCFPにおけるオフセットの取扱い、検証に関しましては、検証の要否とか検証を行う者の要件といったことが重要な論点になるのではないかと考えておりますけれども、これについてもコメントいただければと思っております。

【稲葉座長】 ありがとうございます。今、資料3の38枚目のスライドを御説明いただきました。論点の整理、論点出しを今日はするという事だろうと思っております。何か皆さん、御意見のある方いらっしゃいますか。

そうしたら、坂本さんと河村さん、どうぞ。

【渡慶次委員代理（坂本）】 ありがとうございます。1点だけお話しさせていただきます。ダブルスタンダードみたいな話で触れたいなと思っていて、本日PEFCRの話とかも出たと思うんですけども、企業様とよく話す中で、欧州からPEFCRを求められて対応していますと。それをやっている中で、日本だと今後カーボンフットプリントが比較の話含めてどうなっていくんだと。そこがずれると二重で対応していかないといけないのかというお話をよくいただきます。これは企業さんの実務の負担とか普及を考える上では避けては通れない議論なのかなと思っております。なかなか民間でも対応しづらいことだと思っております。

例えば欧州で認められたPEFCRに対してやっているのであれば、日本としてもある意味比較可能としてやってしまうという話もあると思いますし、逆もしかりで、日本としてPCRとして認定していれば欧州として認められないかとか、かなり時間がかかるかなと思うんですけども、そういった議論も出てくるんじゃないかなと思っています。

これは各国の話もそうですけれども、業界団体、最近ですと自動車の業界団体が、例えばどういった情報をサプライヤーからヒアリングするかというまとめをしていたりとか、化学団体がCFPに関して議論を深めていてガイドラインを出そうとしている動きもあるやに聞いています。そうなったときに、民間がやっているものをどう国としてというか、全体としてオーソライズしていくか。これを全部、国だったり、この場で指導していくのはなかなか時間軸的にも大変なので、民間がやっている取組をうまくオーソライズできるような話も今後連携があってもいいのではないかなと思いました。

以上でございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。河村さん、どうぞ。

**【河村委員】** まず、最初に聞こうと思っていただけだったんですけども、オフセットの扱いということで、オフセットのここでの意味合いを確認したいなというのを質問として挙げます。

あともう1個は、検証の必要性、保証水準については、検証の要否ということで、自社で検証することも今後あり得るのかなと思いますけれども、今、一般的に行われているSuMPOの環境ラベルプログラムですと、製品ごとに外部検証人が検証する場合と、あるいは製品ごとだとすごく多くなるので、内部で検証し、算定システムと自社の検証の流れ自体を認証する形のシステム認証という形が行われているので、それを基本に考えつつ、今回ガイドラインをつくるに当たってはどうすればいいかを考えていけばいいのかなというところがございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかには御意見ある方いらっしゃいますか。

野村さん。

**【野村委員】** ソコテック、野村です。論点出しということで伺ってございますが、PCRについて論点として整理していく上で、先ほど稲葉委員長からは、ある意味製品一つ一つがPCRだと。私も個人的には究極的にはそういうことなのかなとは今までも理解していたんですが、一方で、今回こういった形で比較する場合にということで、ある意味業界レベルで、製品群というカテゴリーでPCRがつかれるかどうかというところが、一つ

ポイント、論点にできないかなと思ってございます。その上で、PCRの妥当性というところをどのように見いだしていくのかというところも一つ論点なのかなと思ってございます。以上です。

【稲葉座長】 ありがとうございます。ほかはいかがですか。よろしいですか。

私のさっきの発言をもう1回繰り返しますと、他社製品との比較を目的にするというのは、ラベルとして開示することを意図しているのかなという気がするんです。先ほどまでの議論は、Scope 3をやっていくときに、どうやって上流の企業のデータを取り入れるかという、そういう議論ですよ。今の議論は、外に向けて製品のLCA情報を開示するときには何を注意するかということですから、カーボンニュートラルの宣言と非常に関係してくるんだと思うんです。

今、14068番で、カーボンニュートラリティーという名前になっていますけれども、議論をしているわけです。そこではオフセットを使えると言っているんです。カーボンクレジットを買ってきたので、カーボンフットプリントの数値を引き算するというか、少なくしていいことになっているんです。ただ、オフセットを認めないという、そういうイニシアチブの人たちもいますので、その辺りをどうやって、整合性といいますか、協調をとっていくかということが問題になるんじゃないかなと私は感じています。

ほかにはよろしいですか。そうしたら、これは次回へ持ち越す論点だと思ってよろしいですね。

【内野企画官】 はい。

【稲葉座長】 分かりました。そうしたら、次回までの間に、こういうのが必要だということも、もし委員の皆さん、気がつきましたら事務局さんに連絡することにしていただいてよろしいですか。そのようにさせていただきます。

そうしたら、最後の議題になるのかな。討議の③というところがあって、レポートの骨子とガイドラインの骨子ですね。今までの議論をまとめるのに、どういうまとめ方をするんですという、今の現状案だと思うので、それを御説明いただいて、皆さんのコメントをいただきたいと思います。

事務局さん、お願いできますか。

【内野企画官】 まず、資料5を御覧いただきまして、レポートの骨子案について簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、「はじめに」というところで、背景、それから目的、位置づけ、想定する読者とし

では、算定を行う事業者とか支援を行う事業者とかその他評価機関等ということですがけれども、なるべくカーボンフットプリントに関係する幅広い者に読んでいただくことを想定してございます。

また、2 ポツ、カーボンフットプリントとは何かというところでありますけれども、定義といたしましては、製品のライフサイクル全体でのCO<sub>2</sub>の排出量を算定したものといたしまして、取り組む意義としては、カーボンニュートラル実現のために、サプライチェーン全体での排出削減を進めていくと。そのためにグリーン製品が選択されるような市場をつくっていく必要があって、その基盤としてCFPの仕組みが不可欠であること。それから、工程の中で排出量の多いところを特定するとか、あとは消費者への選択とか、そういったことが取り組む意義ということで書くということだと思っておりますし、最後のポツにおいては、環境負荷のうちの一つであるということで、ほかの影響にも配慮が必要であることを書くのかなと思っております。

また、(3) 目的の多様化に関しましては、金融市場、顧客、消費者、国内外の政府等、多様なステークホルダーからのCFPの要求が高まっている状況を書くこと。

それから、(4) 目的に応じたCFPに関しましては、今日の御議論も踏まえた上で、少し修正する必要があるかもしれませんが、今用意させていただいているものとしては、目的に関わらず共通する課題といたしまして、CFPに取り組む意義や目的が分かっていないと取組の方針が立てられないとか、あとは、上流の削減をCFPの結果に反映させるためには一次データの活用が課題であると。そのためにはサプライヤーの巻き込みが必要であることと。それからBのところに関しましては、他社製品との比較をしない場合に関しましては国際ルールが存在するけれども、それらの解釈の余地がある部分等を書いてございます。それから、製品間の比較を目的とする際の課題につきましては、中立的な算定のルールというところで、利害関係者での調整が必要ということですし、過去の制度に踏まえて、一次データの活用をさらに推進することが必要とも書いてございます。

それから、大きな3 ポツとしては、産業セグメント別のCFPの現状と方向性ということで、業種ごとではないんですけれども、大きく分けた場合に異なる現状があって、それを踏まえた上で今後の方向性を書いていってはどうかということございまして、(1) はサプライチェーン上流の企業ということで、鉄鋼、化学等の場合ございまして、現状としては、あらゆるステークホルダーから排出産業としての排出削減が求められていて、その中でCFPの情報も要求されている状況。今後の方向性につきましては、ほかの部分も

そうですけれども、次回以降の議論も踏まえて書き加えていくことを考えてございます。

(2)は、B2B、B2C双方のビジネスがある最終メーカーということで、自動車、電機電子等でございますけれども、現状としてはサプライチェーン全体を巻き込んだ排出削減が求められていて、またEUの規制等も対応が求められていると。こういった現状を踏まえてどう考えていくかということ。

(3)につきましては、B2Cが中心の最終製品のメーカー、アパレルや食品等の場合ですけれども、現状としては、消費者のサステナビリティの意識が高まっていて、CFPが競争力とも関係しつつあること、それから、製品数が多いとか製品の開発サイクルが短い中で、多数の製品のCFPを迅速に安いコストで算定できることが必要ということ。

それから、(4)中小企業の場合には、コスト、ノウハウ等に限界がある中で、どのように中小企業も巻き込んでCFPを算定できる仕組みを全体としてつくっていくのかといったことが挙げるのかなと思ってございます。

4ポツは今後に向けた政策の論点と課題でありまして、(1)は算定、検証でございます。レポートとガイドラインとがございまして、この算定と検証のところは、特に具体的にはガイドラインに算定の方法とか検証の在り方とかは書き込んでいくことを想定してございますので、こちらのレポートにつきましては、ある程度の方向性という形で書いていくことを考えていまして、例えば一次データの活用の在り方とかそういったこと、どう確からしさを保証するために検証を行っていくのかということ、方向性として書いていくことを想定してございます。

それから、(2)CFPの活用、その他の課題といたしまして、政府調達、民間調達におけるCFPの活用の在り方、中小企業の支援、それから人材の育成、一次データを活用したScope3排出量、組織単位の算定の拡大、こういったことが課題としてはあるのかなと考えてございます。

それから、続いて資料6、こちらは現状のCFPのガイドラインの骨子案でございまして、こちらはほとんど項目立てというところでございますけれども、まずは基本的な考え方といたしまして、背景、位置づけ、想定する読み手、用語、それから、CFPに取り組む意義・目的、算定・検証といたしましては、ステップ1から4でございます。これらについては、今回、また次回以降の御議論も踏まえて書き込んでいくということかと思っております。

4ポツは実践ガイドということで、環境省、経産省のモデル実証も踏まえて、具体的な

事例も踏まえた上での記載を考えてございます。

最後、参考値として、ガイドラインの検討の体制、留意事項、改定の履歴を現状としては想定してございます。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。今、資料の5と資料の6で御説明いただきました。

これは確認ですけれども、レポートとガイドラインは同時に出ると考えてよろしいんですか。

**【内野企画官】** 全く同時かどうかというと、そこは若干タイム差はあるかもしれませんが、整い次第ということで、同じぐらいの時期で想定をしております。

**【稲葉座長】** 今年度と。3月までには出ると理解していいんですか。

**【内野企画官】** 今年度までに検討会を開催いたしまして、それも踏まえてレポートガイドラインを公表するというのでございますので、年度をまたいでしまう可能性もあるかもしれませんが、年度内あるいは年度明け速やかにということで考えてございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。

皆さんから御意見をいただきたいと思います。こういうガイドラインにしてほしい、こういうレポートにしてほしいということで結構です。

深津さん、お願いします。

**【深津委員】** ありがとうございます。まず、ガイドラインとレポートの位置づけ、関係性を明確にしていきたいと思いました。

次に、これから算定しようとする方やPCRまで手が届いていない事業者などに向けて、ISOの規格やGHGプロトコルで書ききれていないところを書き足してガイドラインをまとめるのは良いことだと思っています。さらに、ガイドラインでは、PCRに基づいた算定をしていくことが前提で、PCRがまだないものについては、このガイドに沿った算定という、そういう優先順位であってほしいと思います。ガイドに沿った算定が前提で、さらにステップアップするならPCRというのではなく、PCRに沿った算定が前提にあって、そこまでいかない場合はガイドラインに沿った算定という整理が良いと思います。

なぜなら、前半の議論でもあったように、ガイドラインに沿って算定した値が意図せず独り歩きすることは往々にしてあるからです。ガイドラインに沿って算定した結果を見

る人が誤解しないような使い方のガイドや表示の仕方も必要だと思います。算定結果の使い方（どのように使うのか、使えるのか、使わないでほしい使い方）は盛り込んでほしいなと思います。

付け加えると、ガイドに沿って算定した値の有効期間や、検証方法も表示しなさいという事が書かれてあると良いと思います。

最後にもう1点、下請法への対応についてコメントさせてください。資料3の中で、データの提供の依頼ということがありました。サプライヤーとの円滑なコミュニケーションがとれるように、確認が必要とされる要素をまとめたチェックリストのようなものを含めていただき、適正な対応として最低限こういったことが必要とされるという項目をこのガイドラインの中で整理していただけるとうれしいです。よく適正なとか十分にという表現がありますが、このガイドラインがサプライヤーとのコミュニケーションが促進されるツールにさせていただきたく、なるべく具体的に言及していただけるとうれしいです。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。ほかの委員の方いらっしゃいますか。時間も押していますので、短めをお願いします。要約してください。

田原さん、伊藤さん、それから長谷川さんです。

**【田原委員】** ありがとうございます。田原です。1と2という目的に対して、2は自己検証という形になっていくのであろうと思うのですが、そこのところでは気になっていたのが、レポートです。この数字をどうやって作ったのですよというところを自己検証するとき、フォーマットみたいなやつがちゃんとあって、それに従って書いていること自体が、自己検証を実施したということになる。それに対しては、秘匿の部分とかも多分いろいろ出てくると思うのですが、その辺の書き方みたいなところをガイドしてあげると良いのかなと思います。

なので、どこに書くのか分からないけれども、ステップ4の報告のところになるのかもしれませんがひな形を置いてあげるとか、工夫をすることが必要です。先ほどの資料3の16ページのところの情報開示は共通とあるのですが、PCRがあるものとPCRがないものの区別を共通でできるようになれば良いのですが、共通じゃない場合には、共通じゃないなりのガイドを書いてあげると良いのかなと思います。

以上です。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。伊藤さんでしたか。

**【伊藤委員】** 伊藤です。2点だけコメントさせてください。



まず、CFPレポートですが、3番の産業セグメント別のCFPの現状と方向性というところで、一番の上流企業の話ですが、先ほど稲垣さんからも素材メーカーさんが途中で抜けられたみたいなお話があったと思うんですが、こちらにも書いてあるとおり、多排出産業として排出削減を求められているところで、ここに当然莫大な投資も必要になってくる可能性があるところかと思います。次回のテーマでもあります、製品規格の中の論点の一つでありましたマスバランス方式とか、こういったところをどのように評価していくのかというところ、ここの方向性、指針を出していくのかというのは、上流企業の方々にとって大きな関心があるのかなと思っております。

2つ目が、今お話もありました実践ガイドのところ、ここは期待が高いのではないかと考えておまして、どこまでより具体的な事例ないし計算の手法を並べられるのかなと考えております。前回の会議のところで、この辺を詳しく書いていくと物すごい量になって、それはまた誰も読まないんじゃないかというお話もあったと思いますので、そのバランスも含めて、一方で、皆さんすごく関心の高いところかなと思います。

以上になります。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。長谷川さん、お願いできますか。

**【長谷川委員】** ポストコンサルティンググループの長谷川です。3点ほどコメントさせていただきます。

1点目は、非常にささいなことかもしれないんですけども、目的というワーディングについては非常に慎重に使ったほうがいいかなと思います。これはレポートの骨子案の3つのところで、CFPの目的の多様化といったようなところで使われている目的と、下で目的に応じたCFPと。この辺りは実を言うと常態性の話とアプリケーションの話みたいなところが若干混乱しているような書き方に見えますので、ここは整理が必要かなというところ。

2点目は、これはぜひこのガイドラインを通じた枠組みというものが、ほかの各種団体がやられている取組とは、どのようなアーキテクチャー、フレームワークで置かれるのかという関係性については明示が必要なかなと思いますので、そこは織り込んでいただくとよろしいかなというのが2点目。

3点目は、実現性に向けた取組のところですけども、現状としては、実情としては大企業であってもかなり企業のITは遅れているところもあって、データを取るところからかなり取組が必要であろうというところで、これはいきなりCFPの話だけではなくて、

もう少し手前には実を言うとデジタル化という取組も必要になってくると思いますというところで、企業として取り組むべきこと、あとは政策として取り組むべきことというところで、その辺りまで研究があるとよろしいのかなと思いました。

以上になります。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。河村さん、やりますか。

**【河村委員】** レポート、ガイドライン、あるいはこの前の議論であまり触れられていない部分になるんですけども、最近、農業、林業、土地利用関係の概念が、海外から主にですけども出てきていて、土地を変化させることによるCO<sub>2</sub>排出等の影響をすごく重視するような流れが出てきております。まだ立ち上がったばかりで、全部の情報を整理するのは難しいと思うんですけども、その辺りの概念があることもカーボンフットプリントを考えるに当たっては重要になってくるのかなと思いますので、可能であればそういうようなところもポイントとして入れていって、今後の動向に合わせて情報も収集していくことが重要でないかなと思ったところでございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。御発言のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

どうぞ。

**【Green×Digitalコンソーシアム（稲垣主査）】** 1点だけ、Green×Digitalコンソーシアムから。今日御紹介したように、今、同じようなルールづくりというか、計算の仕方とかを考えていますので、その整合性だけは今後しっかりとっていきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。よろしいですか。私から一言申し上げるんだとすると、どこまで細かくテクニカルなことを書き込むかというのが非常に心配でして、さっきの土地利用、ランドユースとかバイオガスの扱いとか、38枚目のスライドに書いてある、御発言ありましたけれども、マスバランスアプローチと言われても、ケミカルやっている方じゃないとなかなか理解できないんじゃないかなという気はします。ですから、そういう細かいテクニカルなところまでどこまで踏み込んで書くのかが私非常に心配ですので、その辺りの議論をもう少し深めるのと、ほかから引用する規格があれば、引用規格をどこかに書いたほうがいいんじゃないかなという気はします。

それからもう1つは、実践ガイドというのはガイドラインに書くんですか。実践のガイドというのはむしろレポートのほうじゃないかと思うんですけども、どうなんだろう。

こういう事例がありますよというのは、ガイドラインよりは事例じゃないかな。事例というか、レポートじゃないかなという気は私はしていますが、皆さんの御意見もいただきながら、次回、決めるというか、ディスカッションできればと思います。

今、皆さんから御意見いただきましたが、それについて、どこを気をつけたいとか、そういう御発言、事務局さんからありますか。

**【内野企画官】** ありがとうございます。多岐にわたる御意見をいただいたので難しいところもあるんですけども、まず、このガイドラインについては、今回御議論いただいたような、PCRがなくて算定する場合にISOの足りないところを埋めていくとか、さらに必要なことを書いていくというのももちろんあるんですけども、もう1つは、これは次回御議論いただきたいところではあるんですけども、PCRを作成する上ではこういうことをPCRの中に盛り込んでいく必要があるとか、そういったこともガイドラインの中に書いていければと思っております。これはPCRの妥当性という話とか、それをオーソライズする仕組みも必要ではないかというコメントもありましたけれども、必要なことをここに書いて、それがきちんとPCRの中に盛り込まれているのかどうかというところだと理解していますし、逆に言うと、必要なことはガイドラインの中に書き込んだ上で、PCRを作成する際に参照していただくようなものをつくっていければ有用ではないかと思っております。

その際、この検討会の最初に申し上げたところでもあるんですけども、サプライチェーン全体で排出削減が進んでいくような算定方法、それから、算定した結果、グリーンなものが優先的に調達される仕組みをつくっていくことがカーボンニュートラルに向けて必要なことと理解しておりますので、そういったことも踏まえて、必要な算定方法等を考えていくことが必要なのかなと思っております。

そういう意味で、これはややコントラバーシャルなところではあるんですけども、今ある既存のPCRが必ずしも適切かというところも議論はあろうかと思えますし、いずれにしても、そういう観点も含めて、PCRをつくる際に盛り込んでいくべきこと等を御議論いただければと考えてございます。

あと、様々意見いただいたところにつきましては、事務局でも検討した上で、また御相談させていただきたいと思っております。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。委員長から一言申し上げるとすれば、PCRという言葉の幅ですけども、今日、Green×Digitalさんに来ていただきましたけれども、

ここでつくっていらっしゃる業界のルールも、ある意味、業界のPCRと言えるんじゃないかなと思うんです。ですから、製品個別の今までのPCRと業界のルールと、その辺の関係性をもう少し議論したいなと思いました。

最後に何か一言、これだけ言っておきたいという人はいますか。

田原さん、どうぞ。

**【田原委員】** 田原です。最後に一言。比較、比較じゃないという分け方でないとすると、ゲートで終わるとライフサイクル全体という形で整理をしておく方が良いのかなと思っています。ゲートで終わりだと結構ルールのなものも簡単になってきます。つまり使用段階が入ってくると非常に複雑になるところを考えると、そこでの整理もありかなと思いました。

**【稲葉座長】** ありがとうございます。あと手を挙げられたのがオブザーバーの方ですけども、簡単をお願いします。

**【グリーンCPS協議会】** グリーンCPS協議会の中村でございます。本当にショートに一言申し上げます。本ガイドライン等々については御議論のとおりでよろしいかなと思うんですけれども、ここでのレギュレーション、つまりバウンダリーであったり、それからカットオフ等々については、細かいところまで対応していけばいくほど、基本はCFPの値は高く出ていくことになってしまいます。ですから、ガイドラインにより積極的に対応することに対する事業者さんのインセンティブ、ここをうまく示してやる方法がどうしても必要かなと思っています。守らなければならないという基準ではなく、守りたいという基準、そういう方向性が出てくるといいのかなと思っています。以上でございます。

**【稲葉座長】** ありがとうございました。

時間的にもこれで終了という時間になってまいりました。今日の議論としては、これで終了ということにさせていただきたいと思います。皆さんの御協力に感謝申し上げます。

マイクを事務局さんにお返ししますので、今後のこととか締め言葉がもしありましたらお願いします。

**【内野企画官】** 本日、御議論ありがとうございました。次回の検討会でございますけれども、今、日程調整させていただいておりますので、また決まりましたら改めて御連絡差し上げたいと思います。事務局からは以上でございます。

**【稲葉座長】** それでは、本日の議論はこれで終了ということにさせていただきます。

皆さんどうも御協力ありがとうございました。閉会といたします。

— 了 —